
令和 7 年 第 3 回（定例）高 鍋 町 議 会 会 議 錄（第 5 日）

令和 7 年 9 月 22 日（月曜日）

議事日程（第 5 号）

令和 7 年 9 月 22 日 午前 10 時 00 分 開議

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 6 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
日程第 2 議案第 44 号 令和 6 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 3 議案第 45 号 令和 6 年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 4 認定第 2 号 令和 6 年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
日程第 5 認定第 3 号 令和 6 年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
日程第 6 認定第 4 号 令和 6 年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
日程第 7 認定第 5 号 令和 6 年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
日程第 8 認定第 6 号 令和 6 年度高鍋町一つ瀬川雜用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
日程第 9 認定第 7 号 令和 6 年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
日程第 10 認定第 8 号 令和 6 年度高鍋町水道事業会計決算について
日程第 11 認定第 9 号 令和 6 年度高鍋町下水道事業会計決算について
日程第 12 議案第 46 号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 13 議案第 47 号 高鍋町議會議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第 14 議案第 48 号 高鍋町火入れに関する条例の一部改正について
日程第 15 議案第 50 号 令和 7 年度高鍋町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 16 議案第 49 号 高鍋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 17 議案第 51 号 令和 7 年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 18 議案第 52 号 令和 7 年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 19 議案第 53 号 令和 7 年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 20 議案第 54 号 令和 7 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 21 議案第 55 号 令和 7 年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 22 議案第 56 号 令和 7 年度高鍋西中学校第 1 棟他防音機能復旧（空調・換気）

工事（建築・機械設備）請負契約について

- 日程第23 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
 - 日程第24 議員派遣の件
 - 日程第25 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
 - 日程第26 閉会中における議会運営委員会活動について
 - 日程第27 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第44号 令和6年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第3 議案第45号 令和6年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第4 認定第2号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第3号 令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第4号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第5号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第6号 令和6年度高鍋町一つ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第7号 令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第8号 令和6年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 認定第9号 令和6年度高鍋町下水道事業会計決算について
- 日程第12 議案第46号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第47号 高鍋町議會議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第48号 高鍋町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第50号 令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第49号 高鍋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第51号 令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第52号 令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第53号 令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第54号 令和7年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第21 議案第55号 令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第56号 令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧（空調・換気）
工事（建築・機械設備）請負契約について
- 日程第23 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第24 議員派遣の件
- 日程第25 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第26 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第27 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1番 日高 正則君	2番 森崎 英明君
3番 橋 重文君	5番 春成 勇君
6番 児玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 永友 良和君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 横原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 田中 義基君	16番 古川 誠君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君	事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	早瀬 哲郎君
教育長	奥村 昌美君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		横山 英二君	
財政経営課長	野中 康弘君	建設管理課長	芥田 賢治君
農業政策課長	飯干 雄司君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君	危機管理課長	宮越 信義君
会計管理者兼会計課長			鳥取 和弘君
町民生活課長	岩佐 康司君	健康保険課長	井戸川 隆君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	濱本 生代君

上下水道課長 …… 松浦 郁雄君 教育総務課長 …… 日高 茂利君
社会教育課長 …… 濱本 明俊君

午前10時00分開議

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） 14番、緒方。おはようございます。令和7年第3回高鍋町議会定例会におきまして、追加議案の提案及び意見書採択の要望が出されましたことから、9月19日午前9時40分より第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長が出席。執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今回の追加議案が提案されます案件は、議案第56号令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧（空調・換気）工事（建築・機械設備）請負契約についての1件であります。

執行部から説明を受け質疑を求めるところ、議場で詳細な説明を求める旨の発言がありました。

また、追加議案とは別に発議第3号地方財政の充実・強化を求める意見書についての1件があります。

その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、追加議案1件及び意見書を追加提案することで委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の日程に追加することを御報告いたします。

○議長（古川 誠） 只今の委員長報告のとおり、2件を追加いたします。

日程第1. 認定第1号

○議長（古川 誠） 日程第1、認定第1号令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

本件は、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（田中 義基君） 15番。おはようございます。只今から一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

令和7年第3回定例会におきまして本特別委員会に付託されました案件は、議案第44号令和6年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第45号令和6年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第1号令和6年度

高鍋町一般会計歳入歳出決算についてを含む認定が9件、議案第49号高鍋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第51号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を含む特別会計補正予算が5件の計17件です。

審査日程は9月10日から18日までの期間中の6日間。議長を除く委員13名出席、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行い、執行部から説明資料等を基に詳細な説明を受け、委員から多くの質疑を受けました。そのうち、特筆すべき要件についてのみ報告させていただきます。若干長くなりますが、御容赦ください。

それでは、認定第1号令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、審査の経過及び結果の報告を行います。

まず、財政経営課から、6年度決算全体の概要についての説明があり、前年度と比較して歳入歳出とも増となつたこと。実質収支は黒字となったものの、前年度からの実質収支の増減額を示す単年度収支は赤字となつたが、実質単年度収支は黒字であったとのこと。今後も収入確保や事務事業の見直し等を進め、引き続き健全な財政運営に努めてまいりますとのことです。

歳入については、定額減税減収補填特例交付金が交付されたことによる地方特例交付金の増、再算定が行われたこと等による地方交付税の増、財政調整基金繰入金の増、特に減債基金繰入金の増は、令和3年度発行臨時財政対策債の元金償還が6年度から始まつたもので、繰入金が増となつたとのこと。

歳出では、普通交付税の再算定が行われ、基準財政需要額の臨時費目として臨時財政対策債償還基金費が創設されたことにより、減債基金積立金の増、教育委員会跡地駐車場整備工事による財産管理費増、決算剰余金の地方財政法の規定に基づいた基金への積立ては、令和5年度と令和6年度とで積立先が異なることに伴い、財政調整基金積立金を増額し、公共施設等整備基金積立金が反動減となつたものなどの説明がありました。

質疑に入り、委員から公債費元金償還のピークはいつなのかとの質疑に、今後どれだけの借入れをしていくかで変わってくるが、今の時点では既にピークは過ぎており、起債の残高も前年と比較すると減ってきているとの答弁でした。

地域政策課から、歳入では高鍋駅大規模改修工事に伴う国のデジタル田園都市国家構想交付金、商工費補助金のプレミアム付商品券等發行事業補助金などとなっている。

歳出では、企画費で移住者増による移住支援金や高鍋駅舎改修工事費用分の大幅増。

ふるさと納税推進事業費は、寄附額は増で件数は減となつたが、その結果、これに連動した返礼品調達経費、返礼品取扱委託料、ふるさとづくり基金への積立等が増額。

物価高騰対策費は、町民の消費喚起対策として、プレミアム付商品券發行事業との説明でした。

質疑に入り、ふるさと納税の額は上がっているが、件数が8,000件も減となつてゐる。原因等の調査はしているかとの質疑に、明確に調査はできてはいないが、件数が減つ

ているのは確か。額が上がっているのは、返礼品のうち値段の高いものが多く選ばれたことが要因とも考えられるとの答弁。

委員から、ふるさと納税で大切なのはリピーターを増やすことだと言われているが、これだとそれに反すると思う。今後、地域商社に移行したら、その点に留意していってほしいとの要望も付け加えられました。

デマンドタクシーだが、システムにAIを活用して利用効率化を図れなかったのかとの質疑に、既にAIを活用し、乗り降りの場所と時間を考慮したルート計算はさせているが、乗合指數を上げるとしたら、到着時間とかがなかなか厳しい条件となり、まだ課題が多いと感じているとの答弁でした。

農業政策課から、歳出の農業振興費、宮崎特産野菜価格安定対策事業負担金の減は、野菜価格の上昇により補填額が減少したことによるもの。

畜産業費、高鍋町自衛防疫推進協議会補助金は、川南町で鳥インフルエンザの感染が確認されたので、鶏を飼養する農家に対し石灰を配付するための費用の増額。

農地費の下永谷地区の農業用排水路かさ上げ工事は、新富町内の農地も受益者地に含まれるため、町営土地改良事業分担金を地元受益者負担金として新富町から受け入れて充当。そのほか6年度で事業完了となった県営防災ダム整備事業に係る防災ダム費、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業補助金を財源に、将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に要する経費などが計上されているとのことでした。

質疑に入り、地域支援活用事業での放置竹林の活用事業、令和8年度までの委託事業のようだが、その後はとの質疑に、高鍋町でその事業になっていただける方を育てていき、その方が幼竹を収集し加工業者へ送付し、製品を送り返してもらって販売するというような形を取ることになる。

また、環境保全型農業実証の経費の内容はとの質疑に、四季彩のむらと、めいりん公園横の畑の2か所で、有機カンショウの実証と特別栽培米の田植え、稲刈りを行っており、そちらの費用と有機肥料とか堆肥とかを購入した際の資材費との答弁でした。

農業委員会事務局から、まず、所管事業の概要として、守るべき農地を守り、かつ担い手への農地の集積等農地を有効活用するための業務を行っていることの説明を受けました。

歳入歳出について、歳入の減の主な要因は、令和5年度末で農業者年金受給者協議会が解散したことによる業務委託金の減、歳出の増の主な要因は、会計年度任用職員への勤勉手当の支給と、給与表改定による人件費の増によるものとのことでした。

質疑に入り、農地法第30条による農業委員、推進委員さんの調査とはとの質疑に、委員の通常業務の中に担当地区農地等の状況把握をすることの規定があり、その実施によって持ち得た情報等の内容を記した日誌の提出を毎月してもらっている。その情報について、委員、推進委員、相談員、職員が共有するためにも、年に1回この時期に合同でパトロールを行うのが農地利用状況調査というものだとのことでした。

建設管理課から、歳出について、土木総務費の建設発生土処理場整備工事費、東光寺・

鬼ヶ久保線や橋梁補修工事、舗装修繕の工事などの社会資本総合整備交付金事業、茂広毛平付・高岡線の防衛施設周辺道路改修等事業費などがあったこと。

自動車等駐車場管理費の減は、高鍋駅前自動車等駐車場のシステム機器リース満了に伴い、令和6年10月より駐車場利用を無料としたことによる減との説明を受けました。

質疑に入り、舞鶴公園の今後の施設設備などの整備はとの質疑に、整地したり構造物を作製したりすることが、文化財保護の見地から非常に難しい。そこに配慮した技法等で整備をしていく必要があるとの答弁。

また、毎年問うことだが、東光寺・鬼ヶ久保線の完了予定はについて、ここ数年同じ回答で申し訳ないが、あとまだ10年ほどと考えていただければとの答弁でした。

町民生活課から、業務について、マイナンバーカードの継続利用や券面事項の変更手続、カード情報の変更に伴う情報連携などの様々な事務や、令和6年3月1日から戸籍証明書の広域交付が開始されたことによる他市町村の戸籍証明書の請求の増加、また、令和7年2月1日から証明書のコンビニ交付サービスを開始していることなど、様々な事務が増加してきたとのこと。

歳出の新規事業として、総務省事業、副業型地域活性化企業人を活用したSDGs未来都市計画及び関連施策の推進を目的としたSDGs推進費、また、UMKテレビ宮崎と連携した食品ロス削減などに取り組む事業費がある。

町指定ごみ物の製造の増や、一般廃棄物の収集や処理に係る経費が増加したことにより、西都児湯環境整備事務組合負担金が増となったこと。

質疑に入り、不法投棄防止対策事業成果表には抑止につながったとあるが、不法投棄件数が減ったということに対し、毎日巡視していることの広報説明をして、投棄の抑止につなげているし、投棄物の中身を確認することで、名前の判別ができるものは連絡して指導等も実施できているということとの答弁。

委員から、成果報告書にはどの事業についても「成果があった」との記載だけでなく、次回からは、可能であるものは具体的な数値を記載して、明確な成果を示していくべきだとの要望があったことも報告しておきます。

上下水道課から、歳出では、下水道の事業認可区域以外で、合併処理浄化槽に転換される方に対しての工事費の一部を補助する合併処理浄化槽補助金、都市下水路のしゅんせつを主とした都市下水路管理費、そして、下水道事業特別会計繰出金のこと。

質疑に入り、下水路のしゅんせつの要否について、見回りは行っているのかとの質疑に、現場に出るときは常に都市下水路等のルートを通りながら随時見るようしている。週に1回程度は必ず全区間を見ている状況。該当都市下水路について場所・場所で必要性も違うが、草などの入りやすいところもあるので、毎年行うべきか、2年に1回で抑えられるのかを判断し、計画的にしゅんせつ作業を進めていくとの答弁でした。

税務課から、法人町民税、軽自動車税は増税となつたが、その他の個人町民税、固定資産税、町たばこ税の減収等で、町税全体の歳入減、諸収入、電子申請対応分の郵送料は、

1月からＬＩＮＥでの証明申請が可能となり、証明の郵送料を受け入れたもの。

収納率は、ここ数年97%台を維持できている。引き続き滞納整理方針に基づき、未収額の減少及び納期限内納付の推進を図り、適正課税に取り組んでまいりますとのこと。

質疑に入り、固定資産税の賦課徴収に関し、空き家の対応はとの質疑に、相続人の方に任せるということになるが、現所有者申告書というものを出してもらい、それに基づいて基本的には活用させてもらう。その書類が出てこないときは、調査に基づき特定をさせていただいて、納付まで完了していただくことになるとの答弁。

総務課、選挙管理委員会から、歳入では、今年度までが移行基準となる自治体情報システムの標準化・共通化関係の国庫補助金が大幅に増えている。それから、旧永久町民制度を廃止したことに伴い、ふるさとづくり基金を一般会計に繰り入れていること。

歳出では、特に人事院勧告の影響で、給料、職員手当、共済費増となっている。

本町の会計年度任用職員の数は、一般職員数179名に対し173名で、割合では49.3%となっている。各課から職員が不足していることを理由に配置要望が多く寄せられているが、会計年度任用職員の報酬は、若手一般職員が位置づけられている給料表の1級とか2級とかの部分になり、人事院勧告での改定幅が大きく、支出が増大した。

財政経営課と連携し、補助事業等で財源が確保されている会計年度任用職員以外で、専門的な知識が必要とされない一般的な事務補助を行う者については、週当たりの勤務時間を35時間以内から28時間以内に抑えることを基本に対応を行っているとのことでした。

質疑に入り、永久町民制度の廃止はどういう経緯なのかとの質疑に、平成29年10月を最後に新規登録者もなく、登録者数118名中、物故者が71名という状況であり、事業として成り立っていないという現状から廃止をさせていただいたとのこと。

選挙のことだが、投票率をアップさせるためにどのようなことを頑張ってきたのかに対し、明推協さんに選挙のたびに町内大規模小売店舗等で一生懸命啓発活動を行ってもらっているのだが、なかなか結果がついてこないなというふうには感じているとのこと。

町長の旅費増の理由はについて、国からの補助が当初8%しかついていなかった就学前教育・保育施設整備交付金に係る要望で、こども家庭庁に急遽の要望活動、また、昨年度もキャンプに来ていただいた王子硬式野球部が出場していた都市対抗野球大会への応援。これは見事に優勝され、多分今年も来ていただけるものと確信しているとの答弁でした。

危機管理課から、主な歳入は、総務費県補助金の宮崎県消費者行政強化交付金事業補助金、歳出の諸費は、自衛官募集等に関する経費、西都児湯消費生活相談センター事業費は、センターの運営に係る経費、非常備消防費は、消防団員の報酬、費用弁償など消防団活動に関する経費だが、今後は地域防災力の要でもある消防団活動の維持のためにも、団員の負担軽減などにより団員数の確保を図るほか、部の統廃合など、今後の消防団の在り方についても検討を行っていくことが課題であると説明。

質疑に入り、消費者トラブルについての相談内容はとの質疑に、健康食品とか化粧品のインターネット通販購入でのトラブル、最近は太陽光パネルの点検勧誘などとのこと。

その消費生活相談センターの相談員が2名だが、対応できてきたのかについて、相談員から件数の多さは厳しいという問題を聞いていたので、本年度1名増員をしたとの答弁でした。

健康保険課から、歳出では特別会計繰入金として前年度医療給付費負担金、令和5年度で事業を終了した新型コロナウイルス感染症対策費で予診票の電子化、健康管理システムの改修、産業廃棄物処理を実施。予防接種事業費で帯状疱疹他各種予防接種事業。

歳入は、後期高齢者医療特別会計繰入金と介護保険特別会計繰入金等、また、新型コロナウイルス感染予防対策のため、令和5年度までは施設の貸出しを休止していた健康づくりセンターは、貸出数及び利用者数が大幅に伸び、関係の使用料が増になったとの説明。

質疑に入り、遊びの教室のリトミック講習の内容はとの質疑に、午前中1時間程度音楽療法を行い、その後、遊びを入れながら子どもさん方の状況を見て、母親と話したりしながら経過を見していくという教室を毎月行っているもの。

乳幼児健診とか、このような遊びの教室とかで、子どもさんの様子や母親の話をしながら専門機関の方につなげていくようなことを行っているとのことでした。

自殺対策・防止事業費、ゲートキーパー研修者の対象はとの質疑に、窓口対応のときのスキルとして職員向けに行ったもの。今年度は民生委員の方を対象としたが、民間の方に対しどこまで広げていけるか、今後検討させていただきたいとの答弁でした。

福祉課から、歳出では、社会福祉総務費の委託料について、人件費分がそれぞれ増額されており、全体的に増額。成年後見利用促進事業では、6年度地域連携ネットワーク協議会を設立し、定例会・研修会を開催し、郡内の様々な関係機関との連携が深まったこと。

旧高鍋町老人デイサービスセンターの用途変更の改修工事を実施し、令和6年2月に福祉センターとして使用していること。

児童福祉施設費では、保護者の経済的負担、保育士の業務の負担軽減を図ることを目的に、おむつのサブスクリプション利用に取り組む施設に対し、おむつの利用料・処分費を助成する事業。令和6年度から高鍋幼稚園以外の全ての保育所等で取り組まれているとのこと。

また、児童手当について、令和6年10月から支給対象を高校生までとするなどの支給制度の拡充が行われた。

子ども・子育て事業費で、まちなかコラボは、主に不登校児童生徒の居場所として、生活習慣の形成や学習のサポート、様々な体験活動を行う場として開設しており、その管理運営を高鍋社協に委託。令和6年度から開設時間を午後6時まで延長。

そのほか、物価高騰対策費の各種給付金事業、児童福祉総務費では、なでしこ保育園改築に対する補助、めいりん児童クラブ改築に対する補助などの説明でした。

質疑に入り、こども地域食堂について、どんな運営をされているのかとの質疑に、社会福祉協議会がフードバンク事業をやっているので、食材について可能なものは提供している。どこの子ども食堂も大人からはそれぞれの場所で1食分のお金を頂いており、あとは

寄附を頂いたりして、足りない分の食材を準備し、材料をそろえておられますとのこと。

乳幼児読み聞かせ絵本作成事業、贈呈数が少ないんじゃないとの質疑には、一方的に贈呈しているのではなく、申込みを受け、委託事業者が接触し、本を作るための調整をするなどの手続があるので、注文がない限り提供、贈呈できないのが実情だと答弁でした。

社会教育課から、前年度と比べると歳入歳出とも増になった。主な事業として、11月の嚙鳴フォーラムの開催、美術館開催25周年事業の草間彌生展、中央公民館の改修基本設計作成、黒水家住宅修理の設計業務、資料館の改修工事、美術館収蔵庫の空調設備工事などのこと。

公民館費として、中央公民館の事業の取組が認められ、大臣表彰を受賞したことによる表彰式出席による旅費。

11年ぶりに高鍋湿原の学術調査を行った委託料、黒水家住宅の保存修理工事実施設計業務委託、歴史総合資料館の展示デザインを変更したことによる企画デザイン作成等委託料、美術館の空調設備改修工事費、スポーツセンター費のテニス場と弓道場の照明設備のLED化改修の工事請負費などの説明がありました。

質疑に入り、改修工事のあった黒水家住宅、今後の重荷となるのではとの質疑に、文化財家老屋敷としての案内だけじゃなく、違う意味で足を運んでもらえる仕組みをつくりたい。どうすれば入館者が増えるか考えていきながら試験的にやっているところ。

古文書の修復作業、あと何年必要なのかについて、今後は、会計年度任用職員では手がつけられない古文書に移ることになる。専門の業者に委託するのか、これ以上の修復を中止するのかについて検討していくとの答弁でした。

会計課から、歳入では、県収入証紙売りさばき手数料、これは売り渡し額の100分の3.3%に相当する額が収入。ほか、定期預金の利息収入。

歳出は、役務費手数料の口座振込手数料増による増があるとの説明。

質疑に入り、町内の県収入証紙売りさばき場所はとの質疑に、役場、警察署、保健所、農協の4か所のこと。

内国為替制度運営費の導入による手数料の増とはについて、これまで手数料が課せられていなかった公金への振込についても令和6年10月からこの運営費の対象となり、それまで無料であった手数料の負担が、昨年度途中から発生することになったものとの答弁。

議会事務局監査委員から、まず、議会の活動等について報告があり、定例会年4回で60日間の会期日程。傍聴者数につきましては総数188名、高鍋農業高校生と高鍋高校の生徒さんに傍聴に来ていただいた。臨時会を年4回開催、歳出で備品の集音マイク・スピーカーを購入したこと。

監査委員会に関し、例月現金出納検査が毎月12回、6月から7月にかけて決算審査を行っており、今回、意見書のほうが提出をされている。

歳出で、備品としてICレコーダーを購入したとの説明。

質疑に入り、議会だよりだが、なるべく作成費用がかからないように削減縮小をしてき

たつもりだが、増となっているのはとの質疑に、ひとえにページ数単価の増によるものとの答弁。事務局に予算獲得増の奮闘を願うとの意見がありました。

教育総務課から、歳入歳出とも総額が前年度比減となっているが、令和5年度中に完了した学校施設の改修工事費及び当該工事に係る国庫補助金が大きく影響しているとのこと。

歳出では、教育振興費で宮崎市在住の方からの寄附金を活用した社会交流基金繰入金が財源の中学校海外短期留学派遣事業の取組。6年度は2期生となる中学生4名のオーストラリア4週間の短期留学とのこと。

また、3年ごとに実施する教科用図書の採択替えに伴う教師用指導書等の購入費用やデジタル教科書使用料などの増加。

学校給食費では、食材費の高騰や、6年度からの中学校給食無償化に伴う学校給食会補助金や調理等業務委託料の増などとの説明がありました。

質疑に入り、タブレットは使いこなせているのかとの質疑に、ICT支援員等を配置し活用していることもあると思われるが、特段使いこなせていないという声は聞いてはいない。

中学生海外短期留学派遣事業の帰国後の流れはとの質疑に、帰国後の1か月間ほど参加生徒が集まり、振り返りも兼ねて報告会の準備をする期間を設けている。9月下旬ぐらいに報告会を実施している。その際、その場に寄附をしていただいている方も同席していただいていたとのことでした。

給食の問題、食材の高騰が続いたという説明があったが、地域間の食材購入はどうだったのかとの質疑に、米に関しては地元の専門業者さんを通じて購入、有機米は農業政策課の事業を通じて提供している。それ以外の食材については、一定程度規格のそろったものを入手する必要があり、地元産の食材を使うことは現段階では実現できていないとの答弁でした。

全ての質疑を終了し、討論を求めたところ反対討論があり、採決を行い、認定第1号について賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上、認定第1号令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についての審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。認定第1号令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。少し長くなりますが、お許しください。

まず、歳入の財産収入、財産貸付収入、土地建物貸付収入の中の11万4,833円は、

高鍋町の駐車場である行政財産を普通財産に用途を変更して固定資産税相当額という安い価格で貸し付けることは、商工会議所への利益供与、便宜供与になると考えます。

続いて、総務費、財産管理費、借上料、商工会館借上料の892万7,260円は、教育委員会が商工会館に入居する家賃1年分の費用です。しかし、教育委員会は商工会館の半分の面積しか使用しておりません。そのような高額な家賃設定は、高鍋町が商工会議所に商工会館を建ててやるようなものです。そのため、会議所に払う教育委員会の家賃月額74万円は半額にすることが相当と考えます。

ほかに、商工費、高鍋町観光協会補助金870万円は、長年観光客の増加も確認できず、事業の費用対効果が証明できないため認められません。

次に、商工費、商工業振興費、企業立地奨励条例の優遇措置の4,794万円は、町内の飲食店である鶏専家一本気に補助金1,821万円、たかなべギョーザに2,673万円、それに加え、二者共に雇用促進奨励金として150万円が交付されました。総合計で4,794万円となります。

この二者は町内の飲食店であり、誘致企業や立地企業とみなすには、余りにも費用対効果の税収の確保や経済効果が期待できません。宮崎県に適用された企業立地奨励条例の優遇制度が町内飲食店に適用されるのでは、企業立地奨励条例の不備や盲点と考えます。

先日、税金の滞納処分を受けた町民から、税務課の取立てが厳しいとの相談を受けましたが、日本国憲法にある納税の義務を税務課職員は忠実に守り、平等に税金を徴収するため努力をしているとの説明をしました。

しかし、無駄な補助金の出し方や、無用な固定資産の課税免除を繰り返しては、税務課の職員が幾ら努力をしても報われません。大企業の誘致と町内事業者の支援は分けて行うべきです。そのため、当然このような支出行為は認められません。

次に、土木費、道路橋梁費、測量設計委託料、川田・竹鳩線事業、費用便益分析業務236万7,000円のB/Cの調査結果に信憑性はありません。

理由は、B/Cの計算式で竹鳩橋の将来交通量に車両3,100台という数字が使われました。しかし、先月8月に行った交通量調査で分かりましたが、竹鳩橋を利用する町民は、高鍋町の人口率で僅か2%です。15年後には1.6%に下がります。企業の利用においては80%が宮崎市や町外の車両です。そのように高鍋町民が利用しない状況で計算されたB/Cの経済効果136億円は、高鍋ではなく、宮崎県全体の経済効果だということが言えます。

町長は、いかにも竹鳩橋建設で高鍋町が発展するかのような説明をされておりますが、虚偽発言も甚だしいと思います。

また、高鍋町は赤字ぎりぎりの財政運営を強いられております。竹鳩橋の建設費用が負担にならないなど、町長の発言は現実を偽った嘘の発言です。先日出された広報たかなべの竹鳩橋建設の記事は、まさにプロパガンダと思われます。

以上、これらの予算執行、決算行為は、地方財政法4条1項の地方公共団体の経費は、

その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて、これを支出してはならないという規定に違反すると考えます。よって、黒木町長にこれらのは正を求め、認定第1号令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については反対といたします。

以上です。

○議長（古川 誠） 次に、決算に賛成者の発言を許します。1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番、日高正則。認定第1号令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

令和6年度取組事業で、①高鍋駅舎整備事業で本町の魅力を発信する玄関口であり、重要な交通結節点として、併せて地域のにぎわいを創出する交流拠点として、高鍋駅舎の整備事業を推進することができたこと。

②ITセンター運営事業で、小学生から高齢者まで幅広い年齢層を対象にIT教育を推進することができたこと。

③中学生海外短期留学派遣事業で派遣された生徒は、帰国前に比べて積極的に自分の意見を発信できるようになったこと。

④結婚新生活支援事業で、結婚に対する経済的不安の軽減を図り、地域における少子化対策の強化、若者の移住定住促進に資することができたこと。

⑤コンビニ交付システム構築導入事業で、庁舎が開いていない早朝や夜間、土日祝日にもコンビニエンスストア等での各種証明書交付が可能となったこと。

⑥町債の残高が令和5年度から4億2,000万円以上減少しています。財政の健全化にも努力されていること。

以上のようなことから、認定第1号令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については賛成し、賛成討論を終了いたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。認定第1号令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

子ども医療費無償化をはじめ、中学校給食費無料化など、子育てに必要な政策については要望してきたとおり努力がなされていることは承知しておりますが、町長は1点だけを見て仕事をされるのか、議会からの苦言には耳を貸そうとされていません。

また、財政調整基金については、全体財源を目標としてためるのではなく、基準財政需要額の20%を目標にと言われましたけれども、そのあたりを受けたのが公共施設等整備基金ではないでしょうか。

また、予算では、ふるさと納税目標額を15億円と設定されましたが、10億円達成がやっとでした。ふるさと納税に関しては、私は、高鍋町はこれといった特産品もなく、地域政策課は苦労していただろうと考えております。まして、ふるさと納税の商品はどれを取っても単価が低く、事業者の努力だけでは賄い切れない状況があるのではないかと考えていました。

誰かが町長にブレーキをかけないとならない状況ではなかつたでしょうか。

予算をオーバーできるふるさと納税は、町内に產品を増やし、それも農業・商業の生産者が喜べる単価で取引できるものをつくり出すことです。それには企業立地補助というものではなく、皆がアイデアを出していける環境をつくることではなかつたでしょうか。どうすれば総務省基準をクリアできるのかを考え、業者の皆さんのがんの工夫も足りなかつたのではないかでしょうか。

高鍋町には2,650億円などという額の寄附者もいません。町民がやりがいのある仕事の場の提供への考え方が非常に希薄だったと考えております。予算から決算と考えるだけで反対しなければならない事案が多く、本当に苦しました。

令和7年度もあと半年です。もうすぐ令和8年度予算編成に入ります。国も借金、いわゆる国債で乗り切っています。民間株を守るために日銀買取を100年かけて売りに出しました。これ以上日銀が保有できないと判断したことによるものだと思います。

このように、国も、自治体も、受け取った税金の中でしっかりと国民や町民を守る政策を打ち出さなければなりません。そのためにも苦言を呈して反対といたします。

○議長（古川 誠）ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠）これで討論を終わります。

これから認定第1号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠）起立多数と認めます。したがって、認定第1号令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第2. 議案第44号

日程第3. 議案第45号

日程第4. 認定第2号

日程第5. 認定第3号

日程第6. 認定第4号

日程第7. 認定第5号

日程第8. 認定第6号

日程第9. 認定第7号

日程第10. 認定第8号

日程第11. 認定第9号

○議長（古川 誠）日程第2、議案第44号令和6年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第11、認定第9号令和6年度高鍋町下水道事業会計決算についてまで、以上10件を議題といたします。

本10件は、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（田中 義基君） 15番。引き続き、付託されました議案の審査の経過及び結果の報告を行います。

議案第44号令和6年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、上下水道課から、当年度未処分利益剰余金についての処分で、当年度純利益に当たる額については減債積立金に積み立て、資本的支出の補填財源として使用した減債積立金を、資金を繰り入れるものとして繰り入れですね。との説明がありました。

質疑を求めるが質疑はなく、討論を求めたところ討論もなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号令和6年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、同じく上下水道課から、当年度純利益そのままの金額が当年度未処分利益剰余金となり、この金額を処分するもの。この全てを減債積立金に積み立てるものとの説明でした。

質疑を求めるが質疑はなく、討論を求めたところ討論もなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、健康保険課から、後期高齢者への移行や被用者保険の費用の適用を拡大及び少子化により被保険者数が減少していることで、医療費、レセプト件数等、いずれも減少しているため、歳入歳出とも減。

歳入の国民健康保険税は、被保険者数の減少により減、歳出の連合会負担金は、宮崎県国民健康保険団体連合会への負担金、特定健康診査等事業費は、40歳から74歳を対象とした特定健診に係る費用だが、受診者数は8月の速報値で県平均を下回っているとのこと。

質疑に入り、特別交付金の保険者努力支援分というのはとの質疑に、多項目に分かれたチェックがあり、健診も含めて関係機関との連携であったりとか、収納率であったりとかの項目評価をしてもらえて、それらの経費について取組が確認されれば、結構その経費を交付金としてもらえるものとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めたところ討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、同じく健康保険課から、後期高齢者医療制度の運営主体は宮崎県後期高齢者医療広域連合となり、広域連合の機器更新に伴い、本町のネットワーク機器の設定変更手数料が増なっている。また、後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者数の増等に伴い、全ての負担金が増の傾向との説明でした。

質疑に入り、後期高齢者被保険者数の状況はとの質疑に、前年度比で80人増となっているとのこと。

特定健診の受診率はについて、若干下がっているが、分母の対象者数が増えた関係と、自身が病院にかかるついでいらっしゃるので、健診受診を受けられる方も狭まる傾向があると判断するとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めたところ討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、同じく健康保険課から、介護保険事業における要介護度判定に係る審査会を、高鍋町、新富町、木城町の3町で設置しており、事務局を本町に置いているので、その運営に関する事業費。

質疑に入り、介護認定審査会の審査をする人数はとの質疑に、調査員が4名、審査会の委員は総数18名で、6班編成の各班5名で審査会を構成。

高鍋町は審査が厳しいのではとの話が出ているが、公平で公正な審査が行われていると言えるかに対し、調査員は訪問の時間を十分取っており、しっかり聞き取りをし、マニュアルに沿いチェックをして持ち帰り、横とのすり合わせもぶれないようにしっかり保健師も2度チェックをしている。そういう意味では、厳しいというのは厳密にやっているからだと思うとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めたところ討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号令和6年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、同じく健康保険課から、介護保険法に基づく保険給付、各種介護予防事業、高鍋町の被保険者認定調査事務などを実施している。第1号被保険者数は前年度末からマイナス68人、介護保険料は保険料基準額の改定により増となったこと。

質疑に入り、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの業務はとの質疑に、主に高齢者お助けボランティアさんのスケジュール調整などを担ってもらっております、言わばお助けボランティアの指示役、取りまとめをされるのがコーディネーターだと答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたところ討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決しました。

認定第6号令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、農業政策課から、歳入の雑用水使用量は、物価高騰に伴う経費削減のため、自分で井戸を掘るなどの動きもあり減少傾向。

基金繰入金は7年に一度のメーター取替えの年であり、要する経費に充てるため基金から繰り入れたもの。

歳出について、消費税は令和4年度分と5年度分の申告に誤りがある旨、税務署からの指摘を受け、2月に修正申告を行ったとのこと。

負担金については、今まで1月から12月までの負担金を算定していたが、一つ瀬川土地改良区の監査から4月から3月ベースとするように指摘があったので、6年度について令和6年の1月から令和7年3月の15か月分で算定をしたとの説明でした。

質疑に入り、消費税の修正申告はどういう内容かとの質疑に、メーター活用で水の使用量を頂いている場合、それは消費税の課税対象で、地区外送水については消費税の課税対象ではないとの判断で申告をしていたが、地区外送水分の経費を除かず、全ての経費で申告をしていて、還付を受けたことに対し修正を求められて、修正申告により納付をしたものとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めたところ討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について、総務課から、平成27年4月に西都児湯5町1村で共同設置をされ、設置当初から高鍋町が事務局になっているもの。令和6年度は不服申立てについての審査実績はなかったとのこと。

歳入は、構成市町村からの負担金、一般会計繰入金及び前年度からの繰越金。

歳出は、委員への報酬、高鍋以外の構成団体の負担金返還金、高鍋町の返還金となる一般会計繰出金となっているとのことでした。

質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めたところ討論もなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号令和6年度高鍋町水道事業会計決算について、上下水道課から、毎日の点検管理等を行い、正常、安全安心な水道水の供給に努めており、検針業務や、確実な水道料金の徴収、量水器の管理等の業務を行い、安定的な水道の経営に努めてきた。

給水件数が前年度と比較すると1.2%の増、有収水量は1.5%の減で、給水人口の減少が主な要因とのことだが、類似団体の全国平均と比較すると極めて高い水準。

収益的収支は黒字となっており、前年度と比較して増加しているが、その理由について、収入面では長期前受金戻入と雑収益の増加によるものが主なもので、支出面では、修繕費及び減価償却費が減少したことによるものとの説明でした。

質疑に入り、水道料金について、他自治体では値上げを検討していると聞くが、本町はどうかとの質疑に、損益計算上は黒字になっているし、資金的にも経営のほうは安定しているので、料金改定のほうはもうしばらくは検討する予定はないとのことでした。

浄水施設太陽光発電設備の委託料とあるが、どのような内容なのかとの質疑に、竹鳩浄水場の改修に併せて、その動力源として使えるかどうかまず検討する業務。例えば使用電力をその太陽光でどのくらい賄えるのか、そういったところを今検討している業務になる。将来的には竹鳩浄水場の改修と合わせて太陽光を使って浄水場の運営ができればと考えて、この業務を行っているとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めたところ討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり認

定すべきものと決しました。

認定第9号です。令和6年度高鍋町下水道事業会計決算について、同じく上下水道課から、有収水量については、これまで年々増加してきたところだが、6年度初めて減少に転じた。人口の減少が理由の主なものと考えられる。また、有収率は類似団体の全国平均と比較しても高い水準を保っている状況だとのこと。

経営の状況について、収益的収入は黒字となっており、収入の主なものは下水道使用料のほか、他会計補助金、長期前受金戻入で、支出の主なものは減価償却費、委託料などとなっているとの説明でした。

質疑に入り、不納欠損が発生しているのかとの質疑に、水道使用料と同じなのだが、人數として15名分使った後に、転居なり、死亡なり、自己破産などで、水道料金で合わせて取れなかった分が下水道使用料でも発生するとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めたところ討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、議案第44号、45号、認定第2号から9号の審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（古川　誠）　以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時08分再開

○議長（古川　誠）　再開いたします。

これから討論を行います。

まず、議案第44号令和6年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村　末子君）　議案第44号令和6年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、賛成の立場で討論を行います。

水道法の第1条、正常にして豊富、低廉な水の供給を目的に、それをしっかりと守りながら、住民に対し水道料金に配慮した形で、しっかりと工事費も確保しながら運営していくことに感謝して、賛成といたします。

○議長（古川　誠）　ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第44号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第44号令和6年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号令和6年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第45号令和6年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川　誠）　次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村　末子君）　7番、中村末子。認定第2号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

管理は県での一括ですけれども、高鍋町はしっかりと基金をため、保険税が急激に上がらないように準備してきました。国保加入者は年々減少し、高額な医療費に対して大変な状況となつても、県からの加算金分を取得するための努力をしている職員に、感謝を申し上げたいと思います。住民の命と暮らしを守るための防波堤として頑張っていることに敬意を表して、賛成といたします。

○議長（古川　誠）　ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川　誠）　これで討論を終わります。

これから認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、認定第2号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 賛成全員と認めます。したがって、認定第3号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。認定第4号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

審査には厳格性が求められるとは考えますが、介護している人の立場に立った審査も必要だと考えました。これからも増加するであろう認知症の方々のためにも、家族を守る審査をお願いして賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、認定第4号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号令和6年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

ます。

まず、決算に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。認定第5号令和6年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

3年で見直しとなる介護保険制度ですが、施設介護には本人の年金だけでは入れない人もいるようです。しかし、家庭での介護には無理のある世帯への配慮、アドバイスも必要です。包括支援体制構築を行われてきたのかというと、まだ不十分だと私は考えます。介護保険料が引き上げられずに済む体制を構築してきたと判断して、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、認定第5号令和6年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和6年度高鍋町一つ瀬川雜用水管理事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、認定第6号令和6年度高鍋町一つ瀬川雜用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、認定第7号令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号令和6年度高鍋町水道事業会計決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。認定第8号令和6年度高鍋町水道事業会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

老瀬浄水場は伏流水であることや施設老朽のために竹鳩への変化を行う準備をしています。相当の管理費用がありますが、水道料金を値上げせずに頑張っていることに、まず評価したいと思います。

今や漏水調査も変化しています。しかし、以前は高鍋町内にも漏水探しの名人がいました。それは継承されなくて、本当に残念に思っております。今は個人住宅が老朽化している家庭では、その費用も大変な状況なのではないかと思います。このことに関しても、ぜひ水道課の管理を仰ぎたいと思って賛成いたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、認定第8号令和6年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号令和6年度高鍋町下水道事業会計決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、認定第9号令和6年度高鍋町下水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第12. 議案第46号

日程第13. 議案第47号

日程第14. 議案第48号

日程第15. 議案第50号

○議長（古川 誠） 日程第12、議案第46号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第15、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）まで、以上4件を議題といたします。

本件は、所轄事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○総務厚生常任委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。総務厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和7年第3回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第46号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第47号高鍋町議會議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中の関係部分についての3件です。

審査日程は、9月18日、19日の2日間、委員7名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行い、執行部から詳細な説明を受けた後、委員から質疑を受けました。

それでは、審査の経過及び結果の報告を、議案順に説明趣旨と質疑について、その特筆すべき要件についてのみ報告させていただきます。

まず、議案第46号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

総務課から説明を受けました。

国家公務員における高齢層の職員の昇給については、平成24年人事院勧告に基づき、55歳を超える職員は人事評価における勤務成績が極めて良好、または特に良好である場合を除いては昇給しないこととされており、本町では職員労働組合との交渉、協議等を踏まえ、高齢層職員の昇給停止は実施していなかったのですが、今年3月に改めて県を通じ、国から国と同様の措置を講じる旨の通知があったことを受け、条例の一部を改正することとしたもの。また、本改正に併せて昇給区分を決定するための人事評価の対象期間について

ても見直すこととしておりますとの説明。

質疑に入り、委員より、今回の昇給の見直しは抑制から実質停止となるが、仕事に影響はないかとの質疑に、今年6月に50歳以上の職員を対象にアンケートを実施している。その内容として、モチベーションの低下は否めない声があった。そのため、今後、給与体系の見直しの検討は必要と考えるとの答弁。

質疑を終了し、討論あり、議案第46号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてです。

総務課から説明を受けました。

最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げること等を目的として、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則が、令和7年6月4日に改正された。町においても、高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例で、ビラの作成等の公費負担限度額について、国と同様の基準で設定しているため、限度額の引き上げの改正を行うとの説明。

質疑に入り、委員より、経費限度額の上限幅の基準はどう決めたかとの質疑に、国の基準を基に決めているとの答弁。

質疑を終了し、討論も求めましたが討論ではなく、議案第47号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中の関係部分について。

まず、地域政策課です。

歳入では、まち・ひと・しごと創生寄附金と高鍋駅交流拠点施設事業への寄附金を計上しているとのこと。

歳出では、おためし地域おこし協力隊の受入れに係る経費、移住相談会に参加する経費、地域おこし協力隊の活動に要する経費、企業版ふるさと納税寄附金の基金積立て、SDGs推進事業の啓発等に要する経費を計上しているとのこと。

質疑に入り、委員より、おためし地域おこし協力隊ツアーだが、お試しをする理由とそのツアーの内容はとの質疑に、地域おこし協力隊活動に関心がある方を対象にお試しツアーや行い、高鍋町のよさを知ってもらうことが目的である。

また、ツアーの内容は、現在着任している地域おこし協力隊の現状を知ることや料理体験、そして地域の方との触れ合いなどを通して、高鍋町のよさを知ってもらうことを予定しているとの答弁。

委員より、空き家管理士の資格を取得する目的はとの質疑に、相談者に対し、空き家の

維持管理について適切にアドバイスするためとの答弁。

次に、健康保険課です。

歳入では、衛生費国庫補助金として妊婦のための支援給付費補助金、特別会計繰入金として介護保険の前年度事業精算によるものとのこと。

歳出では、人事異動に伴い人件費を調整するもの、特定個人情報番号109番、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報の追加に伴う自治体間情報連携に係るシステム改修が必要となつたため予算計上。健康づくりセンターは、経年劣化等により修繕が必要な箇所が増加している。年度途中の突発的な事態に対応するため、最小限の予算を確保するものとのこと。

質疑に入り、委員より、健康づくりセンターは経年劣化により修繕が多いが、今回の補正は計画的なのか、突発的なのかとの質疑に、空調設備の入替えは長期計画にしているが、それ以外の修繕は予算が取れ次第対応しているとの答弁。

続いて、委員より、修繕の予算がつかない理由はとの質疑に、町全体で予算計画を立てているためとの答弁。

次に、福祉課です。

歳入では、民生費国庫負担金で令和6年度障害者医療費国庫負担金実績確定に伴う追加交付、放課後児童クラブの運営体制の変更に伴う基準額の増額によるもの、民生費県負担金で、令和6年度障害者医療費負担金実績確定に伴う追加交付、民生費県補助金で医療的ケア児等短期入所拡大促進事業、放課後児童クラブの運営体制の変更に伴う基準額の増額によるもの、地域福祉基金繰入金で、わかば保育園外構工事に伴う繰入金とのこと。

歳出では、扶助費で医療的ケア児等短期入所拡大促進事業に係る短期入所経費、委託料で放課後児童クラブ運営費基準額変更に伴う増額、国庫負担金、県負担金返還金で、令和6年度子どものための教育、保育給付交付金に伴う経費計上、工事請負費でわかば保育園フェンス設置等に伴う外構工事費費用も計上したこと。

質疑に入り、委員より、医療的ケア児等短期入所拡大促進事業についての質疑に、最初は宮崎市やそのほか4市が取り組んでいた事業であったが、今年の10月から高鍋町でも取り組み、家族の負担軽減のための短期入所の充実を図ること、そして事業所には緊急時の受入体制を確保してもらうことを目的としているとの答弁。

次に、危機管理課です。

歳入では、県補助金で消防団資機材整備費補助金を、雑入で消防団員等公務災害補償等共済基金補助金を補助の内定があったことから増額補正しているとのこと。

歳出では、総務管理費の諸費で、西都児湯消費生活相談センター事業費の負担金返還金は、令和6年度の事業費の確定に伴い、構成市町村へ負担金の返還を行うとのこと。交通安全対策費の防犯灯設置手数料は、神祭野坂に防犯灯4基を新設するものとの説明。消防施設費では、消防用ホース及びトランシーバーの購入、消防庁より無償貸与される消防ポンプ自動車の諸経費を予算計上するものとの説明。

質疑に入り、委員より、神祭野坂の防犯灯の電気料の支払いはとの質疑に、建設管理課が支払うとの答弁。

次に、財政経営課です。

歳入では、個人等の方から教育のために役立ててほしいと寄附をいただき、ふるさとづくり基金に積み立てていたので、各学校から要望のあった備品等を購入するための財源としての基金繰入金の計上、令和6年度決算に係る剰余金のうち、9月補正予算調整に要する繰越金の計上、町単独道路改良費等に充当するための町債の計上。

歳出では、積立金は財政調整基金への積立金、使用料はNHK受信料未払い分が判明したことにより放送受信料の増額、予備費は今後の予期せぬ支出等に備えて当初予算額と同額まで復元を図るため増額すること。

質疑に入り、委員より、予備費は確認してから予算を計上しているのかとの質疑に、全て金額が確定しているものを計上しているとの答弁。

委員より、放送受信料を支払わなければならない車両は、町長車以外にあるのかとの質疑に、もう1台あるが、その車両については受信契約済みであるとの答弁。

委員より、財政調整基金の残高はとの質疑に、今回の補正を合わせて予算ベースで11億1,000万円程度になるとの答弁。

次に、総務課です。

一般会計で会計年度任用職員数が増加した影響等で増額補正のこと。国民健康保険特別会計で職員数が1名増となった影響で増額補正となっていること。介護保険特別会計で職員数に変更はありませんが、給料支給額の差異により増額補正となっていること。

人事係分以外、歳出では、①SDGs未来都市選定PR用町長、副町長名刺印刷製本費を補正すること、②広報デジタル化についての行政事務連絡員説明会開催に伴う費用弁償を補正すること、③広報デジタル化に伴うフォローアップ事業に係る委託料を補正すること。

質疑に入り、委員より、広報デジタル化に伴い行政事務連絡員の報酬はどうなっていくのかとの質疑に、今後、配布する人数が減少することから見直すことになるとの答弁。

委員より、スマートフォン教室の受講定員数が10名とあるが、10名以上の応募があった場合の対応はとの質疑に、実施回数は5回予定していることから、次の受講に回つてもらうようお願いする予定であるとの答弁。

委員より、広報紙が紙媒体でなければならない世帯の調査はいつ頃までに終了する予定かとの質疑に、10月に行政事務連絡員に調査を依頼し、年度末までには調査結果をまとめる予定との答弁。

次に、町民生活課です。

歳出のみで、戸籍住民基本台帳費の手数料でコンビニ等での証明書発行件数が当初見込みより増となったとのこと。塵芥処理費の修繕料でさきに行った軽トラックの車検で当初

の見込みを超えた修繕料を要し、今後、パッカー車車検に伴う修繕料が不足するため計上すること。

質疑に入り、委員より、軽トラックは何年から使用しているかとの質疑に、平成23年5月から使用しているとの答弁。

続いて、委員より、買い替える考えはとの質疑に、今後の買い替えを計画していくとの答弁。

委員より、コンビニ等での証明書発行手数料ということだが、コンビニ以外ではどこで取れるのかとの質疑に、マルチコピー機を設置している店舗で町内では1か所あるとの答弁。

これで全ての質疑を終了し、討論あり、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中の関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第46号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、橋重文議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 3番、橋重文。文教産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和7年第3回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第48号高鍋町火入れに関する条例の一部改正について、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分についての2件です。

審査日程は、9月18日、19日の2日間、委員7名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記の事務局職員出席の下、第1会議室にて審査を行いました。

執行部から議案説明資料を基にタブレットを活用した詳細な説明を受けた後、委員から

多くの質疑をさせてもらいました。報告順序は付託議案審査実施順にさせていただきます。

それでは、審査の経過及び結果の報告を順に行わせていただきますが、報告するのは説明も質疑答弁の内容も多岐にわたりますので、ここはその特筆すべき要件に絞って報告をさせていただきますことを御容赦願います。

それでは、議案第48号高鍋町火入れに関する条例の一部改正についてから報告します。

農業政策課の所管になります。

この条例につきましては、現在、異常乾燥注意報という注意報名が使われておりますが、この異常乾燥注意報は昭和63年に乾燥注意報に変更されており、今回改めるとともに送り仮名などの修正を行うもの等の説明がありました。

質疑に入り、強風注意報が発令された場合には、速やかに消火しなければならないとなっているが、地域的に風が吹いていない地域があり、分からぬこともあるのではないかとの質疑に、火入れ責任者が注意報の情報を注意して見ていただきたいとの回答。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第48号高鍋町火入れに関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分について報告します。

まず、上下水道課です。

令和6年度下水道事業会計の決算が確定に伴う繰入金の減額2,295万1,000円、令和7年度人事異動に伴う人件費の増額、汚水処理構想見直し業務に伴う委託料の増額により、当初予算1億8,626万4,000円から1,113万5,000円を減額し、補正後の予算を1億7,512万9,000円とするものとの説明。

質疑に入り、汚水処理構想見直し業務に伴う委託料は、下水道の補正予算で計上されている汚水処理構想の見直しの業務委託ということでありのかとの質疑に、そのとおりとの回答。

次は、教育総務課です。

東小学校及び西小学校費並びに東中学校及び西中学校費で、児童生徒の虫歯予防を目的として、3学期からフッ化物洗口事業の開始を予定しており、フッ化物洗口事業に係る消耗品及び備品に係る費用を計上。東小学校の体育館から職員室などへ向かう校内通路について水たまりなどが生じ、登下校時にも支障が生じている状態であることから、舗装を行い改修をするとともに、車両の誘導表示なども同時に施工して、児童の安全確保を図るための工事請負費を計上。

質疑に入り、フッ化物洗口ですが、学校の先生から反対があったのか、保護者からの反対はなかったのかとの質疑に、昨年度に入って実施の協議を進めているが、今年度は直接その可否のアンケートという形は取っていない。実施することを前提に学校の方と協議をしているが、フッ化物洗口の洗口のやり方とか協議をしてきた。その中では、やはりその先生方の業務が若干増えることがあるので、その部分について意見などあったが、それを

調整した上で今に至っている。保護者に対しては、2学期に希望調査をすることにしており、全児童生徒への実施ということが前提ではなく、あくまでも希望される方に対してフッ化物洗口をするというような形で考えているとの回答。

高鍋町の児童は虫歯が多いのかの質疑に、12歳児のデータでは県平均より若干高鍋町の児童は多いというデータになっているとの回答。

次は、社会教育課です。

高鍋湿原費は、高鍋湿原の管理に御尽力をいただいていた故岩村進先生の御子息から30万円の寄附金を活用して、岩村先生の功績の紹介を含め、高鍋湿原内に看板を設置する手数料を計上。

歴史総合資料館費は、2階収蔵庫内で小動物のふんが確認されたため、生物生態調査を行い、ネズミ、昆虫等侵入調査、駆除、防除、施工作業手数料を計上。

美術館費は、多目的ホール空調機の修理費用や、令和5年度に実施した空調改修工事実施設計委託の空調機器使用単価改定に伴う図面修正や単価更新などの費用を計上。

スポーツセンター費では、高鍋町総合体育館の音響設備について、8台あるアンプのうち7台が故障していることによる修繕。屋根、タラップの壁に破損が見つかったため、修繕料を計上。

総合運動公園費は、高鍋町営球場の投球練習場では、現在、蛍光灯や水銀灯を使用しているが、蛍光灯は2027年に製造、輸出入廃止されることから、県補助金の市町村スポーツ施設等整備強化事業補助金を活用し、LED照明に改修を行うための修繕料を計上。

質疑に入り、令和5年度に実施した空調改修工事実施設計委託の空調機器使用単価改定に伴う図面修正や単価更新等の費用計上ですが、単価を見てもらうのに委託が必要なのかとの質疑に、単価が高騰しているので全てを見てもらい、単価の見直しをしてもらう委託になるとの回答。

高鍋町総合体育館の屋根、タラップの壁が破損しているとのことであるが、全体的に見直したときにやっておけばよかったのではないかとの質疑に、そのときは破損しておらず、その後に何らかの原因で穴が開いて、設備の点検をしてもらったときに気づいたとの回答。

次は、建設管理課です。

木造住宅等耐震診断改修事業補助金である総合支援メニュー耐震設備プラス耐震改修は、問合せが多く1件分を追加で計上。東九州自動車道対策事業は、NEXCO西日本から払い下げて町道として管理していた土地を高速道4車線化に伴い高速道路用地とするため、NEXCO西日本へ町道部分の払い下げを行うことにより、町道の振り替えを行う必要が生じたため、調査業務、不動産鑑定手数料、土地購入費を計上。

道路維持費では、スマートフォンによる道路点検システムを利用し、次の舗装工事の箇所選定に活用するための通路点検委託料を計上。

社会资本整備総合交付金事業費は、東光寺・鬼ヶ久保線で水道施設の鬼ヶ久保中継ポンプの土地購入費を計上したが、登記簿上で所有者は高鍋町であったことから、宮崎県と協

議した結果、補助で土地購入はできないことから、補助対象事業費の調整のため、土地購入費を減額し工事請負費を増額。

都市計画総務費は、立地適正化計画策定に当たり、専門委員と都市計画審議会の中で協議しながら計画書を作成する必要があるため、報酬を計上。

住宅管理費は、町営持田団地F棟でシロアリの被害の箇所が発見されたので、F棟からJ棟までの5棟のシロアリ防除を計上。

質疑に入り、立地適正化計画策定に当たり、都市計画審議委員案には学識経験者2名、都市計画審議会委員専門委員案に学識経験者4名とあるが、どのような人たちを考えているのかとの質疑に、現時点では高鍋町役場建設管理課OBを考えているとの回答。

スマートフォンによる道路点検システムである道路点検委託であるが、町道のみの現状把握なのかの質疑に、舗装整備済みの町道のみの現状把握であるとの回答。

次は、農業政策課です。

農政企画費は、有機農業の推進に関する予算で、地域おこし協力隊員が神奈川県の大磯市で行われる研修に参加するための費用を計上。また、地域おこし協力隊員が有機農業実証に関わる肥料、種苗、資材等の消耗品も計上。この3つにつきましては、国から特別交付税としての財政措置があるとのこと。

環境保全型農業直接支払交付金ですが、有機農業の実践及びカバークロップの取組など、環境に優しい農業の実践に対する国からの交付金を計上。

新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金ですが、ブロイラーを営む新規就農者が鶏舎のカーテンの修繕を行い、ブロイラー用の給餌器を導入するもので、修繕につきましては国が3分の1、県と町が6分の1を補助するもので、給餌器の導入については国が2分の1、県が4分の1の補助を計上。

質疑に入り、カバークロップの取組の作付面積が減ったのはとの質疑に、1名の方が取り組んでいるが、有機農業と併用しての給付を受けることができないので、カバークロップが落ちて有機農業が上がったと回答。

地域おこし協力隊の方ですが、この方が指導するのではなく、この人自身が有機農業をされるのかの質疑に、その方自身が有機農業をしながら、また町全体に広めていくような形ができればいいと考えていると回答。

最後に、地域政策課です。

商工業振興費は、地域活性化起業人を活用した地場産業振興事業推進に伴う費用を計上。今回、活性化起業人として、地場産品の開発に向けての市場の分析に関わる部分と、地場産品の開発、販売力向上などの助言指導を目的に、そのノウハウ、知見を持った方2人分の報酬費と旅費を計上。

観光費は、寿昌園跡地の除草作業料を計上。また、現在地域おこし協力隊として、観光クリエイター1名が4月より着任しており、SNSを活用して魅力発信等に現在取り組んでいるが、情報発信力向上を目的とした講座受講の研修等参加負担金を計上。

質疑に入り、地域活性化起業人について、地場産品の開発に向けてとのことだが、ふるさと納税の返礼品の開発に向けての意図があるのかとの質疑に、ふるさと納税だけでなく高鍋町の地場産業の魅力アップのために力を貸していただきたいというふうに考えていると回答。

また、ふるさと納税30億円を目指す上で、地域活性化起業人の力は大きいと思うが、開発に関する知識とかスキルを持っているか、調査済みなのかの質疑に、1人はどういうものが売れ筋であるのかとの分析の方、もう一方は飲食とか携わっていたという経験もあって、営業活動、現場に近いところで支援、助言等を想定していると回答。

地域商社との係りはどのような形でもっているのかという質疑に、地域商社でも将来的には地場産品の開発などやりたいというふうに考えているが、地域商社が着手するまで待つのではなく、町でできることをしっかりとやって活性化につなげていきたいと回答。

これで全ての質疑を終了し、討論を求めましたところ反対討論があり、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川　誠）　以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

.....

午前11時56分再開

○議長（古川　誠）　再開いたします。

以上で、文教産業建設常任長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第48号高鍋町火入れに関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第46号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を

行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第46号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第47号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号高鍋町火入れに関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第48号高鍋町火入れに関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

ます。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

商工費、商工業振興費、報奨金、地域活性化企業人謝礼100万円は、地場産品の開発及び販路拡大の指導者2名に対する費用ですが、町長が豪語するふるさと納税額を30億円にするための取組と考えます。しかし、目標にしている販路はふるさと納税の返礼品なので、目的がぶれているように見えます。

それに高鍋町がふるさと納税事業を地域商社に委託する以上、いつまでたってもこのような人材の予算を出し続けるのでは、地域商社に委託する意味はありません。ふるさと納税額を上げることに集中しなければならないときに、町長が要らぬことを考えているよう見えます。そのような不要な負担を地域政策課にかけるべきではないと考えます。

よって、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）については反対いたします。

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、永友良和議員。

○8番（永友 良和君） 8番。令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正は、本町にとって必要不可欠なものを精選して組まれた補正予算であると考えます。その中におきましても、地域政策課より提案されました地場産振興業の推進のために企業人を取り込むという提案におきましては、地場産品の開発とか販売というのは大変難しいことあります。そこにこういう能力に長けた人をぜひ投入しないことには、前に進まないと私自身は考えておりますし、そういう経験もしている人をたくさん見てきております。ですから、この企業人を2人雇うこと、これはお金が要ることですけど、将来、高鍋のこの地場産品開発、そしてこれがふるさと納税にもつながればという強い願いを込めまして、地域商社にも今後結びつけていってほしいという願いも2つ込めまして、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

S D G s 未来都市選定PR用名刺裏の印刷については、未来都市だとしても、余りにもかけ離れたうそではないかと言われても仕方のない仕様です。これでは高鍋町の品位が損なわれるのではないかと懸念しました。健康づくりセンター修繕費など、経年劣化した建物の在り方が問題です。運営に支障をきたすような状況が出ているのでは心配です。また、地域活性化企業人については、高鍋町に関して本当に有効な働きができるのか疑問ではあります。

このように、高鍋は垂れ流してきても逃げるべき予算があることは、ゆゆしき自体であ

るとは言えます。再度、いろんな建物の再点検を行い、修繕費用を確保することが必要だと感じていることを求めて、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第50号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立多数と認めます。したがって、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。13時15分より再開いたします。

午後0時05分休憩

.....
午後1時13分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

日程第16. 議案第49号

日程第17. 議案第51号

日程第18. 議案第52号

日程第19. 議案第53号

日程第20. 議案第54号

日程第21. 議案第55号

○議長（古川 誠） 日程第16、議案第49号高鍋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてから日程第21、議案第55号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上6件を議題といたします。

本6件は、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員長（田中 義基君） 15番。それでは、引き続きまして付託された議案の審査（発言する者あり）はい。すみません。声が悪くなっています。報告を行います。議案第49号。失礼……。すみません。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

.....
午後1時16分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会

委員長（田中 義基君） 議案第49号でございます。高鍋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。

上下水道課から、この企業職員というのは地方公営企業法に規定している職員になり、高鍋町では水道事業関係の職員が当てはまる。

この条例改正の趣旨だが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることになり、これに伴い、高鍋町職員については、前回の定例会でも条例改正が行われた。この水道事業に従事する企業職員についても同様の対応を行うため、改正するものとの説明がありました。

質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたところ討論もなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第51号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

健康保険課から、今回の補正は、一般管理費の職員の人事異動に伴う人件費の調整、賦課徴収費の子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修委託料を計上したことでした。

質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたところ討論もなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第52号令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

健康保険課から、今回の補正は、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修委託料の増額で、財源は、子ども・子育て支援事業費国庫補助金との説明。

質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたところ討論もなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）でございます。

健康保険課から、この補正は、6年度事業費の確定に伴い、歳入の費目間で財源更正をするものとのことでした。

質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたところ討論もなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第54号令和7年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

健康保険課から、今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費の調整及び会計年度任用職員報酬等の増額、前年度保険給付費の確定に伴い、余剰金を保険財政安定運営のため積み立てる介護給付費準備基金積立金等との説明でした。

質疑に入り、会計年度任用職員の欠員の補充とはとの質疑に、保健師は、ちゃんと今までどおりの2人体制となったのだが、人事異動によって正規職員である事務職員が減になっていたので、これを増員するものとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めたところ討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第55号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）。

上下水道課から、今回の補正は、汚水処理構想の見直し業務に伴う委託料の増額と人事異動に伴う人件費の増額分及び令和6年度下水道事業会計決算の確定に伴う7年度分の一般会計繰入金を減額し調整するものとのことでした。

委託料は6月の第2回定例会に上程し、否決となった高鍋町下水道事業の全体計画区域における見直し業務委託、今回事業内容を見直しして再度審議いただくもので、現在の公共下水道の整備済み区域に併せて事業計画区域を設定するものとのこと、現在、整備済み区域以外のこの全体計画区域では、既にくみ取り槽や単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換をされる方に対し、補助金を出して設置を推進している状況、このことから、公共下水道の全体計画区域の設定を外していくたいと考えている。

下水道事業は、もう各区域の拡大を行わずに、現在の状況に見合った整備計画を明確にして下水道事業を進めていくとの説明でした。

広く住民の意見を反映させるため、県の推奨したアンケートに代わる方法として、ＳＮＳ等を通じて広く周知を図っていくこと、またそのパブリックコメントを実施することで意見を頂き、住民への十分な説明と理解を図っていきたいと考えているところだとの説明でした。

質疑に入り、県は、意見の集約がないと、計画の変更を認めてくれないのかとの質疑に、事業計画の変更については認めてもらっている。住民への説明についても、県からアンケートによって集約しろと言われたわけではなく、住民の意向を無視して勝手に走ってしまわないようにということであり、県との数回の協議を重ね、町としての進め方の方向性について十分な説明をし、理解を頂いたとのことです。

パブリックコメントだけでも費用がかかると思うがとの質疑に、費用のほうを抑える形で対応していくが、職員のほうでも努力できる部分について、十分努力してまいりますとの答弁。

質疑を終え、討論を求めたところ討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました全ての議案審査の委員長報告を終わります。

○議長（古川　誠）　以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから討論を行います。

まず、議案第49号高鍋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第49号高鍋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 賛成全員と認めます。したがって、議案第51号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第52号令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につ

いて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第53号令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号令和7年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第54号令和7年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第55号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論を行います。

この案件については、以前の予算について、私たちは外して修正をいたしました。

しかし、問題は、県の意向で計画しなければならないことではないでしょうか。こういった多額の資金をしっかりと住民のために使うのであれば、私は問題ないと思いますが、今まで計画書区域外についてもしっかりと対応をしてきたことは、もう既に御存じのことだと思います。

計画内容を変更する、そういうことが住民のパブリックコメントを要求されたり、そ

いってアンケートによって計画したりとかしなければならないことについては、住民のことを一番よく知っているのは執行者であって、そして私たち町会議員でございます。

多額のお金が動くような事業計画に対して私は反対をしてまいりましたが、どうしても県との友好関係においてしなければならないことについては賛成せざるを得ないと私も考えたところです。

今度の補正予算について、十分な説明を受け、そしてそれを私は賛成の立場に立つと決めましたので討論をいたしました。賛成の立場で討論を行いました。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第55号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第55号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22. 議案第56号

○議長（古川 誠） 日程第22、議案第56号令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧（空調・換気）工事（建築・機械設備）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第56号令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧（空調・換気）工事（建築・機械設備）請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。詳細説明を申し上げます。

今回の工事請負契約に関する予算は、令和7年第2回定例会に提案し可決いただいておりますが、国の防衛施設周辺対策事業費補助金を活用し、西中学校第1棟及び第3棟の空調改修工事を行うものでございます。

契約の目的、令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧（空調・換気）工事（建築・機械設備）。工事場所、高鍋町大字持田1524番地。契約方法、指名競争入札。契約金額、1億6,388万9,000円。契約の相手方、宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7618番地、株式会社中岡工業、代表取締役中岡登志でございます。

この契約の相手方につきましては、9月4日に行いました8者による指名競争入札で決

定しておりますが、参考までに指名した8者を申し上げますと、有限会社旭空調設備メンテナンス、株式会社生目設備、江坂設備工業株式会社、株式会社サン設備、巴設備工業株式会社、株式会社中岡工業、富士建工業株式会社、宮崎南菱冷熱株式会社でございます。

財政経営課からの詳細説明は以上です。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。工事の概要について御説明を申し上げます。

図面の1枚目を御覧ください。

今回の工事は、斜線部分の第1棟と第3棟の空調・換気設備の改修を行うものでございます。

高鍋西中学校の既存空調設備につきましては、第1棟が昭和49年、第3棟が昭和60年に整備されており、それぞれ51年、40年が経過しているところでございます。いずれの設備も老朽化に伴いまして度重なる故障や稼働時の騒音などが生じておりますことから、設備の更新を行うものでございます。

図面の2枚目以降が各教室の平面図になります。赤色の着色部分が室内空調機を示しておりまして、教室の広さに応じて1台から複数台設置をいたします。

また、今回の改修に伴いまして、空調方式は、従来の中央空調方式から個別空調方式へ変更となります。

なお、今回の工事では、学校の休業日だけでなく、学期中の生徒や職員が校内にいる状況でも作業を行うこととなるため、空き教室等を使用しながら、計画的に各教室の作業を進めていく予定としております。工事の関係者間で詳細な協議を行い、安全に配慮して、円滑に教室移動と設備工事を行えるように作業計画を進めることとしております。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今回の図面を見る限りでは、各学級とか、各部屋でしっかりと個別の空調設備が配備されるようなんですか？それについては、例えば生徒が一時そこに不在する場合においては、その教室だけの空調設備をつけないということも可能かどうか確認をさせてください。

それと、もう一つは、私は以前申しましたけれども、この工事に関して、前、東小学校だったと思うんですけれども、空調設備をつけようということになったときに、開けていろんなのを見たときに、こここの議場のように、やはり開けてみないと分からないと、開けてみたら変なものがあったというような状況が生まれてこないか非常に心配しておりますが、その辺の事前の確認はきちんとされているのかどうか、すみません、それだけ確認させてください。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。生徒の不在教室の工事につきましては、移動、工事をする際の代理の教室等におきまして、そちらのほうに一旦生徒が移動して、本来の教室の工事をするというようなことが繰り返し、ローリングでの工事となります。（発言する者あり）失礼しました。先ほども申しましたとおり、個別での空調になりますので、生徒が不在の場合には各部屋ごとに入り切りの空調が可能となります。

もう一点、東小のようなときの追加工事についてでございますけども、今回は、令和5年度に実施しました東小学校の第1棟空調工事の状況も踏まえまして、実施設計の際に建築図面や既存の点検口などから可能な限り状況の確認を行っているところではございますが、校舎の建築年数が古い上に、天井裏に既設の器具類も多く配置されておりますことから、実際の施工時には確認が困難な部分もあると思われます。見えない部分で雨漏りが発生していたり、あと破損が生じていたりなどといった可能性も考えられますので、現時点では追加工事が全く生じないとということは言い切れない状況でございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。確認なんですけれども、この空調施設を造るときに撤去する費用についても含まれているんでしょうか。多分屋上のほうに機械と機械庫の中のほうに機械が入っているんですけど、その撤去費用は含まれているのかどうか、お聞きします。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 含まれております。

○議長（古川 誠） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 機械室のほうの建物がありますけども、そこの中の機械を除いた後の使用については何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

.....
午後1時40分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。失礼いたしました。空調機の機械室の空きスペースにつきましては、後ほど倉庫のような形で使用する予定としております。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。8番、永友良和議員。

○8番（永友 良和君） 8番。1点だけ、教室は生徒さんたちの3年生の教室が対象になっていますが、1、2年生の教室については、今回は大丈夫なんでしょうか。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

.....
午後1時42分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。失礼しました。1、2年生、第2棟のことをおっしゃっていらっしゃると思いますが、第2棟につきましては、令和8年度に改修を予定しておりますところでございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立多数と認めます。したがって、議案第56号令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧（空調・換気）工事（建築・機械設備）請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 発議第3号

○議長（古川 誠） 日程第23、発議第3号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

紹介議員であります田中義基議員より、趣旨の説明を求めます。15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。同じ顔で申し訳ないです。発議第3号地方財政の充実・強化を求める意見書、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。提出者、高鍋町議会議会運営委員会、緒方直樹委員長。

只今から読み上げます。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害の対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府は、これまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきたが、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2026年度政府予算、また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記。 1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。

4、政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損する事がないよう、あらかじめ国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

5、会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の待遇改善や雇用確保が求められることから、引き続きその財政需要を十分に満たすこと。

6、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、マイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。令和7年9月22日、宮崎県高鍋町議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、そして三原じゅん子内閣府特命担当大臣。

以上です。

○議長（古川 誠） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、発議第3号地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議員派遣の件

○議長（古川 誠） 日程第24、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第25. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（古川 誠） 日程第25、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めるに決定いたしました。

日程第26. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（古川 誠） 日程第26、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会

の諸活動を認めるに決定いたしました。

日程第27. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（古川 誠） 日程第27、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和7年第3回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員